

事 務 連 絡

平成23年5月6日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 介護保険主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省 老健局 介護保険計画課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

被災地における円滑な介護保険サービス提供のためのリーフレットについて

東日本大震災により被災した方等への必要な介護保険サービスの確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、被災地において介護サービスを提供されている事業者の方向けに、円滑な介護サービス提供等のために必要な情報をとりまとめたリーフレットを作成いたしました。

管内市町村や関係団体等に広く周知いただくとともに、必要に応じて介護サービス事業所に直接配布する等の方法により、本リーフレットをご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

被災地において介護保険サービスを提供している 事業者の皆様へ

被災された高齢者等の方々に対して、避難所等において必要な介護保険サービスを提供するため、人員基準や介護報酬等の取扱いについて、以下のとおり柔軟な取扱いが可能となっておりますので、ご参考にしてください。

避難所等においても介護保険サービスの提供が可能です

- 避難所等において生活している高齢者等に対して、ホームヘルプやデイサービス等の介護サービスを提供した場合、介護報酬の算定が可能です。その場合は、できる限りケアプランに沿って介護サービスの提供を行ってください。
- 事業所が被災し、仮設の建物等においてサービスを提供する場合や、職員及び利用者が避難所に避難し、その場でサービスを提供する場合、これまでのサービスとの継続性が認められれば、介護報酬の算定が可能です。
- 要介護認定申請中の方について、暫定ケアプランに基づき提供された介護サービスも保険給付の対象となります。また、当該暫定ケアプランの作成に係る費用も居宅介護支援費の対象となります。

介護報酬・人員基準等について柔軟な取扱いが可能です

- 震災に伴い、利用定員が超過した場合、一時的に人員基準をやむを得ず満たさなくなった場合も、減額を行わないことを可能としています。また、加算要件についても同様です。
- 震災によりやむを得ず一時的にケアマネジャー1人当たりの担当件数が40件を超えた場合や運営基準を満たさなくなった場合も、減算を行わないことを可能としています。また、特定事業所集中減算や特定事業所加算の要件についても同様です。

利用料免除の方に対する介護報酬は 10 割を請求ください

- 被災された方で生活にお困りの方から申し立てを受けて、利用料を免除した市町村に対しては、その免除分について国から財政支援を行います。利用料の免除の対象となっている方の介護報酬については、10 割分を請求してください。
- 利用料の免除の対象となる方については、市町村にお問い合わせください。

その他、以下の点についてご注意ください

- 被保険者証を紛失した、また自宅に保管してあるが取りに戻ることができない等により、被保険者証を所持していない利用者の場合でも、氏名・住所・生年月日を聞き取りの上、介護サービスを提供くださいますようお願いいたします。
- 地域密着型サービス事業所において、他市町村である被災地の利用者を受け入れる場合も、柔軟な取扱いを可能としていますので、詳細は市町村にご相談ください。
- 平成 23 年 3 月及び 4 月サービス提供分にかかる介護報酬等の請求に際して、①震災により被災前のデータを滅失した場合や②やむを得ない事情により通常の請求が困難となった場合には、国民健康保険団体連合会に届け出ることにより、概算による請求が可能ですので、詳細は市町村にご相談ください。
- その他ご不明な点がございましたら市町村にご相談ください。

被災した在宅介護事業所が事業を復旧・再開できるよう、訪問車・送迎車やパソコン等の事務用品の購入費用等を補助することとしていますので、県や市町村にご相談ください。

各内容の詳細についてはこちら ↓

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000178dn.html>

厚生労働省